

会員規則

第1条 定義

本会則によって定める条項は、「CrossFit ORCA」（以下「本 BOX」という）に適用されるものとします。

第2条 運営

本 BOX の運営管理は、株式会社フジケングループホールディングス（以下「会社」という）が行い、その所在地は、愛知県岡崎市大平町川田 46-1 とします。

第3条 目的

本 BOX は、運動を通じて健康増進、生きがいの創造に寄与し、会員相互の親睦をはかり、明朗健全な会員制クロストレーニングスタジオとすることを目的とします。

第4条 会員制度

本 BOX は、会員制とします。

会員は、本会則及び会社が定めるルール、マナー等を遵守しなければなりません。

第5条 入会資格

入会資格は、本 BOX の主旨に賛同し、次の各号に該当する方で会社が認めた方とします。

- ① 本会則及び会社が定めるルール、マナー等が守れる方
- ② 満 12 歳以上の方で、18 歳未満の未成年者の場合には親権者の同意が得られた方
- ③ 健康状態に異常がなく、医師等から運動を禁止されていない方。また他人に感染する恐れのある疾病を有しない方
- ④ 本 BOX の施設利用に支障がなく、安全に利用できる方
- ⑤ 暴力団等の反社会的勢力に関係していない方
- ⑥ 本人確認の為、身分証明書の提示ができる方（外国籍の方の場合は在留カード、特別永住者証明書を提示できる方）
- ⑦ 法人会員においては、その利用者が前各号に適していることを確認できる法人

第6条 入会手続き

本 BOX に入会しようとする方は、本会則を承認した上で所定の入会手続きを行い、会社の承認を得て入会金、会費及び諸費用を納入することにより、会員資格を取得し、入会できるものとします。

第7条 入会金、会費及び諸費用

会員は、会社が定めた入会金、会費及び諸費用を所定の方法で、所定の期日までに納入しなければなりません。

いったん納入した入会金、会費及び諸費用は返還しません。

会社は、運営上必要と判断した場合、又は経済情勢等の変動に応じて、入会金、会費及び諸費用の金額を変更することがあります。

第8条 入場禁止、退場

本 BOX は、次の各号に該当すると判断した場合、その利用者の入場の禁止及び退場を命じます。

- ① 本会則及び会社が定めるルール、マナー等並びに会社従業員の指示が守れない場合、また他の会員に迷惑となる行為をした又は行為をする恐れがあると判断される場合
- ② 健康状態を害しており医師等に運動を禁止されている場合、運動をすることが本人にとって好ましくないと判断される場合
- ③ 他人に感染する恐れのある疾病を有している場合
- ④ 酒気を帯びている場合
- ⑤ 危険物を持ち込んだ場合
- ⑥ その他、会社が本 BOX 運営上支障を生じると判断した場合

第9条 退会

会員は退会をする場合、本人が所定の退会手続きを行うものとします。

注）会員が死亡した場合に限り代理人（親族に限る）による手続きが可能です。

施設利用がない場合や月度途中で退会する場合においても会費等の返金は、一切ありません。

第10条 休会

会員は、休会をする場合は、所定の休会手続きを行うものとします。

会員は、会社が定めた休会費を所定の方法で、所定の期日までに納入しなければなりません。

第 11 条 変更

会員は、会員種類の変更をする場合は、所定の変更手続きを行うものとします。
住所、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに所定の変更手続きを行うものとします。

第 12 条 会員資格の譲渡、貸与

会員資格は、他に譲渡、貸与はできません。

第 13 条 会員資格の期間

入会手続きにより、会員になった日（入会日）から会員資格喪失の日までが会員資格の期間となります。

第 14 条 資格喪失

会員は、次の各号に該当した場合、会員資格を喪失します。

- ① 会員が退会した場合
- ② 会員が除名された場合
- ③ 会員が死亡した場合
- ④ 法人会員にあっては、その法人が解散等により存続できなくなった場合
- ⑤ 第 5 条の入会資格に不適合となった場合
- ⑥ 本 BOX が閉鎖された場合

第 15 条 除名

会社は、会員が次の各号に該当したと認めた場合、その会員を除名とします。

- ① 本会則、本 BOX が定めるルール、マナー等に違反し注意しても遵守しない場合
- ② 本 BOX の名誉、信用を傷つけ、又は秩序を乱した場合、また本 BOX の運営に支障を与える行為又は与える恐れがあると会社が判断した場合
- ③ 他の会員に迷惑となる行為をしたと会社が認めた場合
- ④ 会費が滞納され、25 日以内に支払いがされなかった場合
- ⑤ 入会に際し、会社に虚偽の申告又は隠匿をしたことが判明した場合
- ⑥ 本 BOX の施設、設備等を故意に破損した場合
- ⑦ その他、会社が除名を妥当と認めた場合

第 16 条 Drop In

本 BOX は、会員以外のクロスフィット経験者がスポット（有料）で施設を利用すること（以下「Drop In」という）ができるものとし、会員はそれを承諾するものとします。

Drop In は、会員同様に本会則及び本 BOX が定めるルール、マナー等が適用されます。

Drop In は、会社が定めた施設利用料を所定の方法で、所定の期日までに納入しなければなりません。

第 17 条 体験者

本 BOX は、会員以外のクロスフィット未経験者（以下「体験者」という）が施設を利用することができるものとし、会員はそれを承諾するものとします。

体験者は、会員同様に本会則及び本 BOX が定めるルール、マナー等が適用されます。

体験者は、会社が定めた施設利用料を所定の方法で、所定の期日までに納入しなければなりません。

体験者の利用は、原則お一人様一回限りとなります。

第 18 条 施設利用

施設の利用やクラスへの参加は、自己責任のもとに参加するものとします。

第 19 条 紛失物、忘れ物等

会員が本 BOX の利用に際して生じた紛失物、忘れ物及び放置物等については、会社は一切の損害賠償、補償等の責を負わないものとします。

第 20 条 禁止事項

本 BOX 内において、次の各号に該当する行為は禁止とします。

- ① 許可なく営利、非営利を問わず物品の売買、営業の勧誘又はこれらに準ずる行為
- ② 第三者に対する暴力、威嚇行為並びに誹謗、中傷行為および第三者の迷惑となる行為

- ③ 第三者へのストーカー、窃盗、痴漢、覗き、露出等公衆に迷惑をかける行為並びに違法行為
- ④ 落書き、造作行為
- ⑤ 動物の持込
- ⑥ 従業員等の業務を妨害する行為
- ⑦ 会員の施設利用を妨げる行為並びに本 BOX の秩序を乱す行為
- ⑧ その他、上記に準ずる行為

第 21 条 営業日、営業時間

本 BOX の営業日、営業時間については、別に定めます。

営業日、営業時間の変更がある場合は、施設内に掲示し、会員に通知します。

第 22 条 定期休業、臨時休業

本 BOX は、会社が別途定める定期休業（お盆や年末年始など）を設けるほか、次の各号の場合、施設の全部又は一部を臨時に休業もしくは利用制限する場合があります。

- ① 天災、天候、災害、事故、緊急事態の発生等施設利用が適切でない場合
- ② 施設の点検、修理又は改装工事等が必要な場合
- ③ 法令、行政指導による場合
- ④ 安全確保において、本 BOX が必要と判断した場合
- ⑤ コーチの体調不良でクラス開催ができないと判断した場合
- ⑥ その他、会社が運営管理上必要と認めた場合

定期休業および臨時休業する場合は、突発事故の場合を除き、事前にその旨を施設内に掲示します。

なお、休業に伴う振替営業は実施しません。

第 23 条 会社の損害賠償責任

本 BOX 内及び駐車場で発生した人的、物的事故並びに盗難、紛失及びその他の事故については、会社に故意又は重大な過失がある場合を除き、会社は一切の損害賠償の責を負いません。また、損害賠償の範囲は法的に認定される範囲での補償をするものとします。

第 24 条 会員及び利用者の損害賠償責任

本 BOX 施設の利用中、自己の責に帰すべき事由により、会社又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責に任ずるものとします。

法人会員における利用者の場合は、利用者と登録法人が連帯して責任を負うものとします。

尚、会員及び利用者が未成年の場合は親権者が連帯して責任を負うものとします。

第 25 条 個人情報保護

本 BOX は、個人情報の取り扱いに関するプライバシーポリシーを作成し、遵守することにより個人情報を安全かつ適切に取り扱うこととします。

第 26 条 肖像権

会社は、会員及び利用者の肖像を写真及び動画にてホームページ、ソーシャルメディア、及びその他の広報に使用する場合があります。また、第三者の電波媒体、紙媒体、ウェブ媒体で事前に別途許諾を得ることなく、掲載する場合があります。

会員及び利用者は、前項にて使用された写真及び動画についての肖像権（人格権としてのプライバシー権と財産権としてのパブリシティ権を総称します）を会社が利用することを許諾し、その許諾については退会後も継続します。

第 27 条 クーリングオフの適用

会員は入会契約の締結日から 8 日を経過するまでは無条件で会員契約を解除することができます。

この場合、本 BOX は受領した入会金・会費すべてを返還するものとします。

ただし、事務手数料や物品の購入代金は対象となりません。

第 28 条 本会則の改正

本会則についての改正は会社が行うものとします。これらの改正については、本 BOX 内に掲示することで通知されたものとし、また、その効力は全ての会員に及ぶものとします。

附則

本会則は、2024 年 4 月 1 日より施行いたします。